



栃木県公報

令和4(2022)年
6月30日(木)
号外
第42号

目 次

教育委員会

○栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正.....1

教育委員会

栃木県教育委員会規則第7号

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (関係法令の略称) | (関係法令の略称) |
| 第2条 この規則では、次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり略称する。 | 第2条 この規則では、次の表の左欄に掲げる法令は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり略称する。 |
| 左 欄 | 右 欄 |
| 略 | 略 |
| 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年文部省令第47号) | 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成12年文部省令第47号) |
| | |
| 左 欄 | 右 欄 |
| 略 | 略 |
| 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成20年文部科学省令第9号) | 平成20年改正施行規則 |
| 免許状更新講習規則 (平成20年文部科学省令第10号) | 講習規則 |

第6条 削除

(身上異動者の申請)

第6条 申請書類に記載された氏名又は本籍に変更がある場合には、戸籍に記載した事項に関する証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、国籍を証する書類。以下同じ。）を添付しなければならない。

(普通免許状授与の申請)

第7条 免許法第5条第1項、第16条第1項、第16条の3、第16条の4若しくは第17条、免許法附則第8項若しくは第11項、29年改正法附則第10

項、36年改正法附則第6項又は平成12年改正法附則第2項若しくは第3項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第5条第1項の規定により申し出る者にあっては、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 次の表の左欄に掲げる規定により申し出る場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類

| 左 欄 | 右 欄 |
|--------------------------------|--|
| 略 | |
| 免許法第16条第1項 又は第16条の3又は第16条の4 | 免許法第16条第1項に規定する教員資格認定試験の合格証明書 |
| 免許法第17条 | 免許法第16条第1項に規定する教員資格認定試験の合格証明書又は施行規則第64条第1項の表下欄に定める基礎資格を有することを証する書類 |
| 略 | |

(3)～(6) 略

(7) 戸籍に記載した事項に関する証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、国籍を証する書類。以下同じ。）（必要のある者に限る。）

2 略

（検定による特別免許状授与の申請）

第10条 免許法第5条第2項の規定により、検定による特別免許状の授与を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 免許法第5条第3項第1号の規定に該当することを証する書類

(5) 略

(6) 第7条第1項第4号、第5号及び第7号並びに第8条第7号から第9号までに掲げる書類

(7) 略

（検定による臨時免許状授与の申請）

第11条 免許法第5条第5項又は施行法第2条第1項の規定により、検定による臨時免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 免許法第5条第5項に規定する普通免許状を有する者を採用することができない旨の当該学校の長の理由書（別記様式第9号）

項、36年改正法附則第6項又は平成12年改正法附則第2項若しくは第3項の規定により普通免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者（免許法第5条第1項の規定により申し出る者にあっては、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定の適用を受ける者に限る。）は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 略

(2) 次の表の左欄に掲げる規定により申し出る場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類

| 左 欄 | 右 欄 |
|-----------------------------|--|
| 略 | |
| 免許法第16条の2第1項、第16条の3又は第16条の4 | 免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験の合格証明書 |
| 免許法第17条 | 免許法第16条の2第1項に規定する教員資格認定試験の合格証明書又は施行規則第64条第1項の表下欄に定める基礎資格を有することを証する書類 |
| 略 | |

(3)～(6) 略

(7) 免許状更新講習（修了）（履修）証明書（必要のある者に限る。）

2 略

（検定による特別免許状授与の申請）

第10条 免許法第5条第3項の規定により、検定による特別免許状の授与を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 免許法第5条第4項第1号の規定に該当することを証する書類

(5) 略

(6) 第7条第1項第4号及び第5号並びに第8条第7号から第9号までに掲げる書類

(7) 略

（検定による臨時免許状授与の申請）

第11条 免許法第5条第6項又は施行法第2条第1項の規定により、検定による臨時免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 免許法第5条第6項に規定する普通免許状を有する者を採用することができない旨の当該学校の長の理由書（別記様式第9号）

(外国の学校を卒業した者等の検定による免許状授与の申請)

第13条 免許法第18条の規定により、検定による免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 第7条第1項第4号、第5号及び第7号並びに第8条第7号から第9号までに掲げる書類

2 略

(普通免許状授与の申請における提出書類の省略)

第13条の2 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）による改正前の免許法第9条に規定する有効期間（同法第9条の2の規定により当該有効期間が更新され、又は延長された場合にあっては、当該更新又は延長後の有効期間）の満了により、又は平成19年改正法附則第2条第5項の規定により効力を失った普通免許状（栃木県教育委員会が授与したものに限る。）を有していた者が当該免許状と同一の種類の免許状の授与を申し出る場合に提出すべき書類は、第7条から第9条まで、第12条及び前条の規定にかかわらず、教育長が定める。

第22条 略

(外国の学校を卒業した者等の検定による免許状授与の申請)

第13条 免許法第18条の規定により、検定による免許状の授与（新教育領域の追加の定めを含む。）を申し出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 第7条第1項第4号及び第5号並びに第8条第7号から第9号までに掲げる書類

2 略

第22条 削除

第23条 略

(免許状の有効期間の更新の申請)

第24条 免許法第9条の2第1項の規定により、普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）（別記様式第21号）

(2) 免許状更新講習（修了）（履修）証明書

(3) 免許状の写し若しくは授与証明書又は有効期間更新証明書の写し（次号に掲げる書類を提出する者にあっては、当該書類に記載されている免許状に係るもの）

(4) 有効期間延長証明書の写し（有効期間が延長されている者に限る。）

(更新講習受講免除による免許状の有効期間の更新の申請)

第25条 前条の規定にかかわらず、免許法第9条の2第1項の規定により、施行規則第61条の4各号のいづれかに該当する者として普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新の申請をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 有効期間更新申請書（免許状更新講習受講免除によるもの）（別記様式第22号）
- (2) 施行規則第61条の4第5号に該当する者であることを証する書類（必要のある者に限る。）
- (3) 前条第3号及び第4号に掲げる書類

（免許状の有効期間の延長の申請）

第26条 施行規則第61条の9第1項の規定により、法第9条の2第5項に規定する有効期間の延長の申請をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 有効期間の延長申請書（別記様式第23号）
- (2) 施行規則第61条の5各号（第6号を除く。）に掲げる事由があることを証する書類（必要のある者に限る。）
- (3) 第24条第3号及び第4号に掲げる書類

（更新講習修了確認の申請）

第27条 平成20年改正施行規則附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認の申請をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 更新講習修了確認申請書（別記様式第24号）
- (2) 免許状の写し若しくは授与証明書又は更新講習修了確認証明書、平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認に関する証明書若しくは免許状更新講習受講免除証明書の写し（次号に掲げる書類を提出する者にあっては、当該書類に記載されている免許状に係るもの）
- (3) 修了確認期限延期証明書の写し（修了確認期限が延期されている者に限る。）
- (4) 第24条第2号に掲げる書類

（平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認の申請）

第28条 平成20年改正施行規則附則第9条第1項の規定により、平成19年改正法附則第2条第3項第3号に規定する確認の申請をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 平成19年改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書（別記様式第25号）
- (2) 第24条第2号並びに前条第2号及び第3号に掲げる書類

（修了確認期限の延期の申請）

第29条 平成20年改正施行規則附則第9条第1項の規定により、平成19年改正法附則第2条第4項に規定する修了確認期限の延期の申請をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 修了確認期限延期申請書（別記様式第26号）
- (2) 平成20年改正施行規則附則第7条第1項各号（第6号を除く。）に掲げる事由があることを

証する書類（必要のある者に限る。）
(3) 第27条第2号及び第3号に掲げる書類

(免許状更新講習受講免除の認定の申請)

第30条 平成20年改正施行規則附則第9条第1項の規定により、平成19年改正法附則第2条第5項に規定する認定の申請をする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 免許状更新講習受講免除申請書（別記様式第27号）
- (2) 平成20年改正施行規則附則第10条第1項第5号に掲げる者に該当することを証する書類（必要のある者に限る。）
- (3) 第27条第2号及び第3号に掲げる書類

(更新講習修了確認を受ける義務を課す者)

第31条 平成20年改正施行規則附則第3条第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者で、県教育委員会又は市町村の教育委員会（以下「県市町村教育委員会」という。）の要請に応じ、引き続いて県市町村教育委員会の教育長若しくはその事務局の職員又はその所管に属する学校以外の教育機関の職員となっているもの
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者として教育長が定める者

2 平成20年改正施行規則附則第3条第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者で、教育職員以外のもの並びに同条第1号、第2号及び第4号に掲げる者以外のものとする。

- (1) 県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて県若しくは県内の市町村の職員又は幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置する県内の国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）の役員若しくは職員となっているもの

- (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園を設置する県内の学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。）又は幼保連携型認定こども園を設置する県内の社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条

に規定する社会福祉法人をいう。)の理事

- (3) 前2号に掲げる者に準ずる者として教育長が定める者

(免許状更新講習を受講できる者)

第32条 講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、前条第1項に規定する者とする。

2 講習規則第9条第1項第3号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者で、教育職員以外のもの並びに同項第1号、第2号及び第4号に掲げる者以外のものとする。

- (1) 県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国、県若しくは県内の市町村の職員又は県内の講習規則第9条第1項第3号イ、ロ又はホに掲げる法人の役員若しくは職員となっているもの

- (2) 前条第2項第2号に掲げる者

- (3) 前2号に掲げる者に準ずる者として教育長が定める者

(免許状更新講習を受ける必要がない者)

第33条 施行規則第61条の4第2号及び平成20年改正施行規則附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第31条第1項第1号に掲げる者のうち、免許状更新講習を受ける必要がないものとして教育長が定める者

- (2) 前号に掲げる者に準ずる者として教育長が定める者

2 施行規則第61条の4第4号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県内の公立学校の教育職員として任命されたことのある者で、県市町村教育委員会の要請に応じ、引き続いて国、県若しくは県内の市町村の職員又は県内の施行規則第61条の4第4号イ、ロ又はホに掲げる法人の役員若しくは職員となっているもののうち、免許状更新講習を受ける必要がないものとして教育長が定めるもの

- (2) 第31条第2項第2号に掲げる者

- (3) 前2号に掲げる者に準ずる者として教育長が定める者

3 平成20年改正施行規則附則第10条第1項第4号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第31条第2項第1号に掲げる者のうち、免許状更新講習を受ける必要がないものとして教育長が定める者

- (2) 第31条第2項第2号に掲げる者

- (3) 前2号に掲げる者に準ずる者として教育長が

定める者(免許管理者が指定する表彰)

第34条 施行規則第61条の4 第5号及び平成20年改正施行規則附則第10条第1項第5号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次に掲げる表彰で有効期間の満了の日まで又は修了確認期限までの10年間に行われたものとする。

- (1) 学校教育の振興に関し特に功績の顕著な者に対して文部科学大臣が行う表彰で教育長が定めるもの
- (2) 学校における教育の実践等に顕著な成果を上げた者に対して文部科学大臣が行う表彰で教育長が定めるもの
- (3) 日々の教育の実践を通じて顕著な教育効果を上げている者に対して県教育委員会が行う表彰で教育長が定めるもの
- (4) 県の教育の振興に顕著な功績を上げた者に対して県教育委員会が行う表彰で教育長が定めるもの
- (5) 前各号に掲げる表彰に準ずる表彰として教育長が定めるもの

第23条～第25条 略

第35条～第37条 略

別記様式第19号及び別記様式第20号を次のように改める。

別記様式第19号 (第22条関係)

| | | | | | | |
|----------|-----|---|---|---|---------------|---------------|
| 番号 | (記) | | | (教育職員) 特別免許状 | | |
| | 年 | 月 | 日 | てに ～ よ右 り の ～教 育 職 員) 記 の ～左 記 の 教 科 特 別 免 許 事 項 を 授 与 す る。 動 に つ こ い ろ | (旧姓) (通称名) | 氏 本籍地 名 |
| | | | | 年 月 日 生 | | |
| 栃木県教育委員会 | | | | 印 | | |

別記様式第20号（第22条関係）

| | | | |
|-----------|-------------------|-----------------------|-------------------|
| 効 規 | す 員 よ 育 | （ 教 育 職 員 ） 臨 時 免 許 状 | |
| 力 定 こ 番 号 | （ り 職 右 員 の 臨 ） | | |
| を に の 号 | 。 臨 ） 員 の | 年 | 時 左 免 者 に (者 は) |
| 有 よ 免 | 時 左 免 者 に (者 は) | 月 | 免 記 (法) |
| す り 許 | 免 記 (法) | 日 | 許 の 法 (施 行) |
| る 授 状 | 許 の 法 (施 行) | | 状 教 行 法 (第) |
| 。 与 は | 状 教 行 法 (第) | | 教 科 法 (第) |
| し 、 | 授 又 は | | 授 又 は |
| た 教 | す 領 域 条 免 | | す 領 域 条 免 |
| 日 育 | （ に ） 免 | | （ に ） 免 |
| か 職 | 有 つ の 許 | | 有 つ の 許 |
| ら 員 | す い 定 法 | | す い 定 法 |
| 三 免 | る て め 第 | | る て め 第 |
| 年 許 | も る | | も る |
| 間 法 | の へ と | | の へ と |
| 栃 第 | と 教 こ 条 | | と 教 こ 条 |
| 木 九 | み 育 ろ 一 | | み 育 ろ 一 |
| 県 条 | な 職 に 教 | | な 職 に 教 |
| に 第 | | | |
| お 三 | | | |
| い 項 | | | |
| て の | | | |
| 印 | | | |

別記様式第21号から別記様式第27号までを削る。

附 則

- この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に授与されている改正前の栃木県教育職員免許状に関する規則別記様式第19号及び別記様式第20号の規定による免許状は、改正後の栃木県教育職員免許状に関する規則別記様式第19号及び別記様式第20号の規定による免許状とみなす。

(義務教育課)